

## 有料指定ごみ袋の価格について

問 保健福祉課 電話(84)3153

知名町及び和泊町では、平成10年から指定ごみ袋制度による家庭ごみの有料化を行っています。これは、ごみ処理にかかる経費の一部を町民の皆さんに負担していただくことで、ごみ処理には経費がかかることを知つてもらい、ごみ減量化や資源化の必要性を理解してもらうことを目的としています。

そこで、今回はごみ袋の料金の内訳などについてお知らせします。なお、詳細については町ホームページに掲載しています。

### 指定ごみ袋

#### 指定ごみ袋販売額内訳

【単位：円/1袋（20枚入）】

種類	大袋(45リットル)	中袋(30リットル)	小袋(20リットル)
仕入値	214	136	94
ごみ処分手数料	608	409	291
車両維持管理費	38	26	8
計	860	571	393

※実際の販売金額は、上記金額に小売店手数料が加算されます。

平成28年度の知名町におけるごみ搬入量は1,819トンで、前年度に比べ76トン増加しました。

現在、沖永良部クリーンセンターの運営費は、約9割を両町からの負担金で賄っており、残りの1割をごみ袋の収益（ごみ処分手数料）で賄っています。ごみの減量化に努め、分別マナーを守って、環境にやさしい町づくりをめざしましょう。

## 出産・子育てにおける旅費・宿泊費の助成について

問 子育て支援課 電話(84)3170 保健センター 電話(93)2075

事業名	ハイリスク妊娠婦出産支援事業 (子育て支援課)	知名町児童島外療育等旅費助成 (子育て支援課)	不妊治療旅費助成事業 (保健センター)
対象者	①医師に島外での妊娠中の管理や出産を勧められ通院等で島外滞在をした妊娠 ②未熟児等で島外に滞在した児と産婦	①医師に島外での治療や検査が必要だと言われ通院等で島外滞在をした児と保護者1名 ②医師に島外での療育等の必要性を言われ島外滞在をした児と保護者1名	法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれか一方または両方が1年以上知名町に住所を有していること
内容	①島外に滞在し治療や出産をした場合→交通費(1往復)と宿泊費(90泊まで) ②定期的に島外の病院へ通院した場合→交通費(5往復まで)と宿泊費(1回につき3泊まで)	①島外に滞在し治療や検査をした場合→交通費(1往復)と宿泊費(2泊まで) ②定期的に島外の病院へ通院等した場合→交通費(1往復)と宿泊費(2泊まで)の回数制限なし	①交通費：1回の治療につき9往復まで ②宿泊費：1回の治療につき15泊まで
助成額	以下の①+②の実費総額の2/3を助成(交通費・宿泊費ともに限度額あり) ①交通費：(航空機運賃)えらぶゆりの島空港から鹿児島空港の離島割引適用額 (船賃)和泊港から鹿児島新港又は那覇港までの船賃2等往復実費額 ②宿泊費：1泊5,000円※上限 ※不妊治療旅費については、実際に要した金額と基準額を比較して少ない方の総額の2/3を助成		
必要書類	①母子手帳(写し) ②診断書(写し) ③緊急搬送をした場合にあっては、緊急搬送に係る担当医の証明書 ④治療を受けたことを証明できる書類等(写し) ⑤交通費・宿泊費の領収書	①島外で療育等を受ける必要があることの証明書(規定の様式) ②島外で療育等を受けたことの証明書(規定の様式) ③交通費・宿泊費の領収書	①承認決定通知書 ②受診等証明書 ③経費内訳書 ④住民票謄本または、住民票抄本と戸籍謄本 ⑤交通費・宿泊費の領収書

※上記3事業すべてについてそれぞれに申請期限があること、町税その他町の徴収金及び収納金の滞納がないことが条件になります。